

平成13年4月1日

立正大学同窓会選挙管理委員会申し合わせ

立正大学同窓会本部理事会運営細則第3条および立正大学同窓会本部各種役員選出取扱要領第6条により、立正大学同窓会選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置き、この申し合わせにより執り行う。

（構成）

第1条 委員会構成は次の通りとする。

- (1) 代議員の内より各学部単位で1名の委員を選出し、本部事務局長を加えた、9名により構成する。
- (2) 会長選挙実施時の代議員会については、委員および理事により執り行うものとする。

（選出・任務）

第2条 委員長、副委員長の選任および任務は次の通りとする。

- (1) 委員長・副委員長の選任は、委員の内より互選し、理事会に報告する。
- (2) 委員長は委員会の座長となり、委員会会務を統轄する。また、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は代理するものとする。
- (3) 委員会では所管事項を審議し、委員長はこれを理事会に報告する。

（任期）

第3条 委員会の任期は会長改選時の代議員会で選出されてから新会長が選出されるまでの期間とする。

（手順）

第4条 会長の選出手順については下記により行う。

- (1) 委員会では、各代議員に対して会長選出についての立候補届出期間等の告示を行い、所定の手続により立候補の受付を行う。
- (2) 告示は、立正大学学長室校友課にて掲示するとともに、立正大学校友会ホームページへ掲載し、代議員宛に送付する。
- (3) 立候補の届け出にあたっては、定められた期日までに代議員10名の推薦書および趣意書を添え、所定の届出用紙に記入の上、委員会宛に提出しなければならない。
- (4) 委員会では、候補者を理事会に報告するとともに、代議員宛に候補者の一覧および趣意書を公示するとともに送付する。
- (5) 委員会は、候補者名を代議員会に報告するとともに、記名投票による選挙を行う。ただし、候補者が1名の場合は無投票とする。
- (6) 有効投票者数の過半数以上の得票数を得た者を当選者とし、会長とする。
- (7) 候補者が3名以上の場合で、有効投票者数の過半数以上を得る者が無かった場合には、上位2名により再選挙を行う。

（改廃）

第5条 この申し合わせの改廃については、委員会の提案にもとづき、総務委員会で審議し理事会において出席者の過半数以上の議決により決定する。

- 附則 1 (削除)
2 (削除)
3 この申し合わせは、平成13年4月1日から施行する。
4 平成15年12月6日改正、平成15年12月6日施行
5 平成16年2月21日改正、平成16年2月21日施行
6 平成17年12月3日改正、平成17年12月3日施行
7 平成18年7月22日改正、平成18年7月22日施行
8 平成29年4月22日改正、平成29年4月22日施行
9 平成30年2月24日改正、平成30年2月24日施行
10 平成30年7月14日改正、平成30年7月14日施行
11 令和2年8月29日改正、令和2年8月29日施行